

## TOYAMA Free Wi-Fi 整備推進協議会 規約等の見直しの主なポイント

### 1 規約の見直し

協定書を締結した事業者の協議会への加入を明記すること（下記2のとおり）に伴い、暴力団関与の場合の協議会からの排除に関する規定を追加するもの。

### 2 TOYAMA Free Wi-Fi サービスの提供に関する協定書の見直し

新たに、NTT-BP 社による Wi-Fi サービスの提供を認めることとすることに伴い、TOYAMA Free Wi-Fi サービスの要件等（案）を全面的に見直すもの。

①TOYAMA Free Wi-Fi サービスの提供にあたり、関係する事業者を以下のとおり定義し、それぞれが遵守すべき「TOYAMA Free Wi-Fi サービスの要件等（案）」を整理

#### ●サービス設備提供事業者

TOYAMA Free Wi-Fi サービスを提供するためのアクセスポイントを提供する事業者（例：各ケーブルテレビ会社、プロバイダー等）

#### ●認証サービス提供事業者

TOYAMA Free Wi-Fi サービスを提供するための認証サービスを提供する事業者（ケーブルテレビ富山、NTT-BP）

②「TOYAMA Free Wi-Fi サービスの提供に関する協定書」を締結した事業者の協議会への加入を明記